

介護保険の料金体系を見直して 介護保険料の引き上げをするな

梶田稔議員は、9月7日、町政に関する 徴税・滞納整理のあり方などについて、次一般質問を行い、介護保険の改善・充実や のように町当局の見解をたどりました。

高額所得層の料金段階を増やして

梶田稔議員は、介護保険制度が始まって11年が経過し、第4期介護保険事業計画が終わって、来年4月から第5期が始まるのを前に、介護保険制度の改善・充実について、次のように質問しました。

梶田稔議員質問 平成24年度から介護保険第5期事業計画が始まります。

安心して暮らせる老後のためにも、介護保険制度のいくつかの改善・拡充を求めます。



（9月7日）梶田稔議員（9月7日）の一般質問及び答弁の全文、質問及び答弁のホームページをご覧ください。

<http://www.kajita-m.jp>

介護保険料の値上げを抑えるために、所得階層別保険料体系の第4段階以下をさらに細分化することや第5段階以上を最高所得階層を引き上げて多段階化するなど、料金体系の抜本的な見直しを検討していただきたい。

町長答弁 介護給付費準備基金を繰り入れ、多段階化・所得階層の見直しなどを行って、保険料の引き上げは極力抑えるようにしたい。

「改正」介護保険法の具体化は？

梶田稔議員質問 介護保険法が改正され、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型サービス）」などが創設されました。

改正法で新たに提起されたメニューについて、武豊町における具体化はどのように進めようとしていますか。

護（地域密着型サービス）は、24時間対応で要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の介護を行う定期巡回・随時対応のサービスです。

このサービスについて、このほど、町内の介護保険事業者へアンケート調査を行いました。が、いまのところ具体的に算入を予定している事業者はありませんでした。

採算面や夜間の従事者が確保しづらいこと等が課題として挙げられました。

今の段階では、具体的な指標等が国・県から示されていないので、具体化に着手できない状況です。

第4期の実績を踏まえ、第5期に予想される介護サービス利用量などを積み上げ、保険料等を介護保険運営協議会に諮って検討していきたいと考えています。

町南部にも「地域包括支援センター」の設置を

梶田稔議員質問 「地域包括支援センター」については、介護保険法で中学校区1箇所

設置するよう求めています。が、地域密着型サービスを推進するためにも、現在、町内に1箇所、社会福祉協議会内に設置されている「地域包括支援センター」を、もう1箇所、町南部に設置すべきだと思えますが、見解を伺いたい。

厚生部長答弁 法律には、確かに中学校区に1箇所と明

法律に根拠を持たない「滞納整理機構」 徴税は住民の生活・営業に配慮して

このほど、知多5市5町が共同して、町・県民税や国保税の滞納を整理（徴税）するために、「滞納整理機構」を設置し、既に徴税事務が進められています。

「滞納整理機構」による徴税は、時に住民の生活や営業の実状を無視した強引で強権的な取り立てが問題となり、各地でさまざまなトラブルが発生しています。

梶田稔議員質問 長引く不況の中で、住民の暮らしも営業も厳しさを増し、収入減がますます深刻になってきています。

そして、税金を払わないのではなくて、「払いたくても払えない」実態が広がっています。

まずはじめに、そもそも「滞納整理機構」はどの法律に根拠をもって設置されていますか。

徴税の根拠法としては、国

記されていますが、私どもはそれに加えて、概ね30分以内に移動できるというダブルの提案がされていますので、武豊町の場合は、十分にその要件を満たしていると考えています。

従って、今のところ、町南部に包括支援センターを設置する考えは持っておりません。

税徴収法や地方税法、そして武豊町税条例などがあります。どこにも「滞納整理機構」を設置して徴税するという条項がありません。

既に、徴税事務の一部が、滞納整理機構へ移管されましたが、滞納整理に当たっては、住民の暮らしや営業の実態を踏まえ、法令や条例に規定されていないとおり、徴収猶予など柔軟に対応してもらいたい。

総務部長答弁 滞納整理機構は、法律に基づくものではなく、要綱によって設置し運用しています。

滞納整理機構へは、担税力がありながら、面談に応じないとか分割納税が滞るなどの事案で、概ね滞納額30万円以上を目処に99件の徴税事務を移管しました。

納税相談などを行い、納税者の納税意識を高めながら、これからも滞納整理を推進していきたいと考えています。